

有害ガスの排出基準

有害ガスの種類	排出基準 ^{①②}			
	倉敷市水島地域 ^③		その他の地域 ^④	
	質量(mg/Nm ³)	体積(ppm)	質量(mg/Nm ³)	体積(ppm)
ホルムアルデヒド	13.4	10	40.2	30
シアン及びその化合物	11.6	10	11.6	10
ホスゲン	0.44	0.1	0.44	0.1
フェノール	42	10	126	30
二硫化炭素	136	40	408	120
アクリロニトリル	95	40	95	40
アセトニトリル	147	80	147	80
塩化ビニル	1,395	500	1,395	500
スチレン	930	200	930	200
ベンゼン	174	50	174	50

① 有害ガスの量が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の量とする

② アクリロニトリル、アセトニトリル、塩化ビニル、スチレン及びベンゼンの排出基準はタンク又はタンカーから蒸発する有害ガスを処理することを目的として設置される施設に対しては適用しない

③ 倉敷市のうち水島西通、水島川崎通、水島中通、水島海岸通、潮通、水島西千鳥町、水島東千鳥町、水島福崎町、水島高砂町、水島明神町、水島北亀島町、水島南亀島町、松江、南畝、東塚、中畝、連島町亀島新田、亀島、連島中央、連島町一丁目の一部、神田（一丁目の一部を除く）、連島町鶴新田、児島宇野津字長島新田及び児島塩生の区域をいう

④ 水島地域以外の区域をいう